

[SDGF (地球緑化行動) 研究委員会報告]

2003年5月27日(火)に開催した「SDGF研究委員会2003年度第1回研究会」において、武蔵工業大学環境情報学部教授小堀洋美先生から「移入種問題とその先進的取り組み事例」と題する特別講演をしていただきました。

これまでにも「タイワンザル」、「カミツキガメ」、「オオクチバス」、「ブルーギル」など、外来生物の問題が単発的に報道され、環境省は昨年8月に「移入種(外来種)への対応方針について」を纏めている。しかし、ここにきて新型コロナウイルス「SARS」の感染源として「ハクビシン」の可能性が報道され、野生動物の輸入実態に対する関心が高まり、環境省は外来生物(移入種)の輸入を事前届出制にする対策案の検討をはじめたとのことである。(2003.5.28 日本経済新聞)

このような時期に「移入種問題は世界の環境を保全する上で大きな眠れる問題」との視点からの今回の小堀先生の講演は、大変興味深く、我々環境問題に関わっているものにとって教示されるものでした。特に、輸入ペットや園芸植物などの「意図的な移入」は、私達市民が直接に関係している問題であり、一般市民への啓発教育の具体的な推進が今後の環境教育において取り上げておかねばならない重要な活動であることを教えられました。

(SDGF 研究委員会 服部達雄)

(講演内容の要約)

特別講演「移入種問題とその先進的取り組み事例」

講師:小堀洋美先生(武蔵工業大学 環境情報学部 教授)

I. 移入種問題とは

種の多様性は地域に固有である。海洋、山脈、河川、砂漠などの自然による隔たりは生物の移動を制限してきた。その結果、進化の長いプロセスの中でその地域に固有な生物種が誕生してきた。しかし、過去200~300年の間に、その自然の障壁は役に立たなくなった。人間が生物を移動させることにより、自然の生物進化の過程を著しく変えてしまったのである。特に1900年以降、①人間活動の拡大、②人間の移動範囲の拡大、③移動速度の増加、④物流(農作物、園芸品種、ペット)の輸入量の増加、⑤グローバル化によって地域固有な生物は世界の至る所へ移動させられた。

本来の生息地域以外の場所へ移動させられた生物種を移入種という。移入種の中で問題となるのは、移入先で定着・野生化して、その地域に固有な在来種を絶滅させ、自然の改変や生態系に変化を及ぼす侵入種である。

移入種、特に侵入種問題は世界の環境を保全する上で大きな眠れる問題と言われている。移入種の問題が世界に認識されたのはつい最近に過ぎず、その定義もまだ統一されておらず、移入種の分布、その影響、評価手法などに関する科学的なデータも極めて乏しい現状にある。

II. 移入種はなぜ問題なのか

1) 移入種による直積的な影響とは

- 環境改変: 移入種によって生ずる最も広範囲な影響
- 在来種との競合と捕食: 移入種は在来種との資源の競合や生物間競争を通じて在来種に影響
- 病原性をもつ移入種からの感染
- 交雑による遺伝子汚染

2) 移入種による間接的な影響とは

- ・移入種が引き金となる連鎖的な在来種への影響と生態系のメルトダウン
- ・移入種とともに移入される病原媒介生物
- ・社会・経済的損失

Ⅲ. 先進的取り組み事例

1) ニュージーランドの事例

- ①横断的行政組織 ②水際での侵入防止策 ③外来侵入哺乳類の撲滅策

2) IUCN（世界自然保護連合）の取り組み

「IUCNガイドライン」の作成

- ◎外来種による生物多様性へのインパクトは、直接的・間接的・累積的・複合的である。
- ◎外来種による影響は広範囲にわたり、知らぬ間に進行し、しばしば取り返しがつかない。

IUCNガイドラインの要点

1. どんな移入種も進一的となる危険性があるため、無害であることが証明されない限り有害とみなす。
2. 侵入種の導入を防止することがもっとも費用がかからず、効果的な方策であるため、実施にあたっては最も高い優先度を与える。
3. 意図的な導入にあたってはリスク評価、環境評価手続きを行う。
「安全」と評価された種は「安全リスト（ホワイトリスト）」に掲載。
進一的になる可能性が高い種は「危険リスト（ブラックリスト）」に掲載し、将来にわたって導入の対象としない処置が必要である。
4. 非意図的な導入の防止にあたっては、予防的アプローチを採用する。
5. すでに定着した進一的種に対しては、根絶、抑制、コントロールが生物多様性にとって有効な結果をもたらす。
6. 国内においても、ある地方の在来種は国内のほかの地方では外来種や進一的種となりうる。これらの種の防止、根絶、コントロールなどの対策も必要である。
7. 大陸域では、国内や地方レベルのアプローチに加えて、地域的および隣接国との協力体制が必要である。
8. 進一的種に対する取り組みを進めるためには、教育と普及／啓発は優先事項である。
9. 世界・国・地域のすべてのレベルにおいて、進一的種の問題に取り組むためには、生態学および管理手法の研究が不可欠である。得られた情報や経験を共有する機会を拡大することが必要である。
10. 意図的および非意図的な導入を阻止するためには、国レベルの法制度を定める必要があり、この法制度には明確な制度、行政による実施体制、責任体制をとらなければならない。

以上